

個人

# 無選択定期保険 (無配当個人型) 普通保険約款



SSI きみどり 株式会社

# 内容

第1章 用語の定義	1
第2章 責任開始日・保険証券および保険期間	2
第1条 責任開始日・保険証券	2
第2条 保険期間	2
第3条 被保険者年齢	2
第4条 保険金額	3
第3章 保険金の支払	3
第5条 保険金の支払	3
第6条 免責事由	3
第7条 未経過保険料の返戻	4
第8条 死亡保険金の削減支払	4
第9条 生死不明その他の場合の取扱い	4
第10条 保険金の請求、支払手続	5
第4章 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効	6
第11条 保険料の払込回数	6
第12条 保険料の払込	6
第13条 保険料の払込経路	6
第14条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	7
第15条 保険料払込の猶予期間中の保険事故	7
第5章 保険契約の復活	8
第16条 保険契約の復活	8
第6章 契約者配当金	8
第17条 契約者配当金	8
第7章 告知義務違反と重大事由による解除	8
第18条 告知義務	8
第19条 告知義務違反による解除	8
第20条 重大事由による解除	8
第8章 保険契約の解約・取消等	9
第21条 保険契約の解約	9
第22条 保険契約の取消等	9
第9章 保険契約の更新	10
第23条 保険契約の更新の手続き	10
第24条 更新時の保険料、その他の契約内容の見直し	10

第10章 契約内容の変更	11
第25条 保険契約者の変更	11
第26条 保険契約者の代表者	11
第27条 保険契約者の通知義務	11
第28条 通知による保険金受取人の指定または変更等	11
第11章 年齢の計算・年齢及び性別の誤りの処理	12
第29条 年齢の計算	12
第30条 年齢および性別の誤りがあった場合の取扱い	12
第12章 時効	12
第31条 時効	12
第13章 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額	12
第32条 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額	12
第14章 クーリング・オフ	13
第33条 クーリング・オフ	13
第15章 その他	13
第34条 請求手続	13
第35条 管轄裁判所	13
第36条 準拠法	13
(別表) 解約返戻金	14~18

* 提携事業者への「保険金直接支払サービス特約」	19
第1条 特約の目的	19
第2条 提携事業者	19
第3条 提携事業者の選定および再委託	19
第4条 特約の締結	19
第5条 葬儀施行等の費用の支払い	19
第6条 特約の解除	19
第7条 特約の更新	20
第8条 普通保険約款の規定の準用	20

無選択定期保険（無配当個人型）普通保険約款  
SSIきみどり株式会社

（この保険の趣旨）

この保険は、個人を被保険者とし、保険期間1年の定期保険で、保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金の支払いを保障するものです。

第1章 用語の定義

この普通保険約款における用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
当社	保険者であるSSIきみどり株式会社をいいます。
被保険者	保険の保障の対象となる人のことをいいます。
保険契約者	当社と保険契約を結び、契約上の権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料の支払義務など）を持つ者のことをいいます。
保険金額	被保険者の死亡により支払う保険金の額のことをいいます。
災害死亡保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡した場合に支払う保険金のことをいいます。
死亡保険金	被保険者が保険期間中の待機期間後に死亡した場合に支払う保険金のことをいいます。
責任開始日	当社が申込を承諾した後に、第1回目の保険料が当社に払込まれた日で保険契約上の責任を開始する日をいいます。
契約日	当社の責任が開始される日をいいます。
加入日	被保険者について当社のこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。
支払事由	保険金が支払われる場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても、保険金を支払わない場合のことをいいます。
重大な過失	事故の直接の原因となる過失であって、一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意のことをいいます。
保険料	保険契約者が、当社に払込むお金のことをいいます。
契約応当日	契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。月単位、年単位の契約応当日があります。

払込期月	保険料月払契約の場合は、月単位の契約当日の属する月、保険料年払契約の場合は、年単位の契約当日の属する月をいいます。
失効	保険料の払込猶予期間中に保険料のお支払いがなく、保険契約の効力が失われることをいいます。
未経過保険料	既に払込まれた年払保険料のうちの未経過期間の保険料のことをいいます。
待機期間	被保険者が加入した日から6カ月間のことをいいます。

## 第2章 責任開始日・保険証券および保険期間

### 第1条 (責任開始日・保険証券)

この保険契約の保障は、当社が保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料が口座振替により払込まれた日から保険契約上の責任を開始します。

2. 前項により当社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます）を「契約日」とします。
3. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を責任開始日の前日までに保険契約者に通知します。また、当社が保険契約の申込を承諾しない場合または保険契約の申込に対する承諾の判断に時間を要する場合には、その理由を明確にした上で、その旨を責任開始日の前日までに通知します。
4. 当社は、保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料が払込まれたときには、3週間以内に保険証券を発行し、保険契約者に交付します。保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) 保険契約の種類および保険証券番号
  - (2) 被保険者の氏名、生年月日および契約年齢
  - (3) 保険契約者の氏名または名称
  - (4) 保険金受取人を定めたときはその氏名または名称
  - (5) 責任開始日(契約日)
  - (6) 保険期間満了日
  - (7) 支払事由
  - (8) 保険金額
  - (9) 保険料の額およびその払込方法
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の種類
  - (11) 保険証券を作成した年月日
  - (12) 会社名および代表取締役の氏名

### 第2条 (保険期間)

この保険の保険期間は、責任開始日（保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の責任開始日とします）から起算して1年間とします。

### 第3条 (被保険者年齢)

この保険の被保険者の加入年齢は、新規加入の場合

40歳から84歳まで、継続加入の場合95歳までです。

#### 第4条 (保険金額)

この保険の被保険者の保険金額は、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかのコース2口までで設定します。

### 第3章 保険金の支払

#### 第5条 (保険金の支払)

この保険契約において、保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は次のとおりです。

保険金名称	支払事由	待機期間	支払額	受取人
災害死亡保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき	無	保険証券記載の死亡保険金額	死亡保険受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中の待機期間後に死亡したとき	有		

※待機期間とは、被保険者が加入した日（その被保険者について当社のこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。以下「加入日」といいます）から6カ月とします。待機期間中の死亡保険金は支払いません。

※災害死亡保険金と死亡保険金は重複して支払われることはありません。

2. 被保険者が待機期間中に災害死亡保険金の支払事由以外の事由で死亡したときは、加入日から起算して3カ月経過したものについては死亡保険金受取人に払込保険料相当額を支払います。ただし、第6条（免責事由）で定める死亡保険金の免責事由に該当するときは除きます。

#### 第6条 (免責事由)

この保険契約において、免責事由は次のとおりです。

保険金名称	免責事由
災害死亡保険金	次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

死亡保険金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき 1. 加入日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意 3. 死亡保険金受取人の故意 4. 戦争その他の変乱 5. 地震、噴火または津波 6. 被保険者が加入後3カ月以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由で死亡したとき
-------	---

※災害死亡保険金の免責事由に該当した際は、死亡保険金も免責とします。

### 第7条 (未経過保険料の返戻)

年払契約において、保険契約者への未経過保険料の返戻については次のとおりとします。

#### (1) 待機期間中の場合

死亡事由	災害死亡保険金の免責事由に該当する場合	死亡保険金の免責事由に該当する場合	災害死亡保険金が支払われる場合	第5条（保険金の支払）第2項に該当し、払込保険料相当額が支払われる場合
未経過保険料の返戻の有無	返戻します。	返戻します。	返戻しません。	返戻しません。

#### (2) 待機期間終了後の場合

死亡事由	災害死亡保険金の免責事由に該当する場合	死亡保険金の免責事由に該当する場合	災害死亡保険金が支払われる場合	死亡保険金が支払われる場合
未経過保険料の返戻の有無	返戻します。	返戻します。	返戻しません。	返戻しません。

### 第8条 (死亡保険金の削減支払)

被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただし、第7条（未経過保険料の返戻）に定める未経過保険料を下回ることはありません。

2. 保険金を削減して支払うときは、当社は保険金受取人に通知します。

### 第9条 (生死不明その他の場合の取扱い)

被保険者の生死が不明の場合で、当社が定めるところにより被保険者が死亡したものと判断したときは、第5条（保険金の支払）の規定に準じて保険金を支払

います。

## 第10条 (保険金の請求、支払手続)

保険契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく当社に連絡してください。

2. 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、当社所定の書類を提出して保険金を請求して下さい。
3. 保険金は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社の本社または当社の指定した場所で支払います。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ次の各号に定める事項の確認を行います。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、第5条(保険金の支払)に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前号に規定する事項、第20条(重大事由による解除)第1項(3)アからエまでに該当する事実の有無、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的、または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実  
上記各号の場合には、前項の規定にかかわらず保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
5. 前項の確認を行うために以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して、当該各号に規定する日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会……………180日
  - (2) 前項各号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定……………180日
  - (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続が開始されたことが報道等か



- ら明らかな場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会……………180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査……………180日

6. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当社は保険金を請求した者に通知します。
8. 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社はその期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は遅滞の責任を負いません。

#### 第4章 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

##### 第11条 (保険料の払込回数)

保険料の払込回数は年払(1回払)または月払(12回払)とします。

##### 第12条 (保険料の払込)

第2回目以後の保険料(更新契約の第1回目の保険料を含みます。以後、同様とします)は、以下各号に定める保険料の払込期間中、毎回第13条(保険料の払込経路)により払込んでください。

###### (1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで。

###### (2) 年払契約の場合

年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで。

2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合、または保険料の払込を要しなくなった場合には、当社はすでに払込まれた保険料を返戻します。

##### 第13条 (保険料の払込経路)

当社の定める保険料の払込経路は、当社の指定した金融機関の口座振替とします(口座振替日を領収日とします。なお、振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は、翌営業日に振替ることとします。この場合、払込まれた保険料は、振替日に当社に払込みがあったものとみなします。また、第1回目の保険料が振替られなかった場合は、保険契約は成立しなかつ

たこととします)。

ただし、特別に当社が認める場合は、保険契約者が当社指定の口座へ振込む方法も取り扱います。

2. 当社は保険料の領収書は交付しません。ただし、保険契約者の請求があれば発行します。

#### **第14条 (保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)**

第2回目以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

##### (1) 月払契約の場合

払定期月の翌月初日から末日まで

- ア. 翌月の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、翌月の振替日に指定口座の残高が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、払定期月の過ぎた1カ月分の保険料の口座振替を行ないます。

- イ. 前号による保険料の口座振替ができなかったときには、払込猶予期間中に未払込保険料を当社指定の口座に振り込んでください。

##### (2) 年払契約の場合

払定期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで (契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- ア. 翌月の振替日に1年分の保険料の口座振替を行います。ただし、翌月の振替日に残高が1年分の保険料額に満たないときには、翌々月の振替日に1年分の保険料の口座振替を行います。

- イ. 前号による保険料の口座振替ができなかったときには、払込猶予期間中に未払込保険料を当社指定の口座に振り込んでください。

2. 猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。

#### **第15条 (保険料払込の猶予期間中の保険事故)**

猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、当社は未払込保険料を保険金から差し引きます。

2. 保険金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、当社は保険金を支払いません。

## 第5章 保険契約の復活

### 第16条 (保険契約の復活)

保険契約がその効力を失った場合、保険契約を復活することは出来ません。

## 第6章 契約者配当金

### 第17条 (契約者配当金)

この保険契約には、契約者配当金はありません。

## 第7章 告知義務違反と重大事由による解除

### 第18条 (告知義務)

この保険契約は無選択商品であるため、医師の診査や告知書の提出は不要です。

### 第19条 (告知義務違反による解除)

この保険契約は、告知義務違反による解除は行いません。

### 第20条 (重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。
- (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人が詐欺行為(未遂を含みます)を行ったとき。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき。
  - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする(1)から(3)までと同等の重大な事由があるとき。

2. 当社は保険金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し前項各号に定める事由の発生以後に生じた支払事由による保険金（前項（3）のみに該当した場合で、前項（3）に該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その保険金受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、既にその支払事由により保険金を支払っているときは、当社はその返戻を請求します。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。  
ただし、保険契約者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金受取人に通知をします。
4. 当社が保険契約を解除した時は、年払の未経過期間の保険料のみ返戻します。

## 第8章 保険契約の解約・取消等

### 第21条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

#### （1）月払契約の場合

解約返戻金はありません。

#### （2）年払契約の場合

解約返戻金一覧表（別表）に基づき返戻します。

2. 前項の場合には、保険契約者は当社の定める書類を提出してください。

### 第22条（保険契約の取消等）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約の締結が行われたとき、当社は、保険契約を取り消すことができます。

2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結が行われたとき、当社は、保険契約を無効とします。
3. 保険期間中において、複数契約が判明したとき、当社は契約日があとの保険契約を無効とします。
4. 第1項、第2項の規定に該当する場合、当社はすでに払込まれた保険料を払戻しません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その保険金の返還を請求することができます。
5. 第3項の規定に該当する場合、当社はすでに払込まれた保険料を払戻します。

## 第9章 保険契約の更新

### 第23条 (保険契約の更新の手続き)

当社は保険期間満了日の翌日における被保険者の満年齢が95歳までの場合は、保険期間満了日からその日を含めて2カ月前までに、更新後の保険料・保険金額を記載した「更新案内書」を保険契約者に送付します。

2. 当社が前項の「更新案内書」を送付した場合には、保険期間満了日までには保険契約者または被保険者が保険契約の更新をしない意思表示を行わない限り、「更新案内書」に記載の条件により保険契約を更新します。
3. 第1項の「更新案内書」に変更すべき事項がある場合には、保険契約者は、保険期間満了日の1カ月前までに「更新契約変更届出書」を提出してください。
4. 当社は、更新契約の初回保険料領収後、3週間以内に保険契約継続証を発行し、保険契約者に交付します。この場合、この保険契約締結の際に交付された保険証券と、この保険契約継続証をあわせて、あらたな保険証券に代えます。
5. 当社は、更新日における被保険者の満年齢が96歳以上である場合は、保険契約の更新を取扱いません。この場合、保険期間満了日からその日を含めて2カ月前までに保険契約の更新を取扱わない旨を保険契約者に通知します。
6. 加入日から起算して1年を超えて継続した被保険者については、待機期間を設けないこととします。
7. 保険契約者は第4条(保険金額)に規定する各種コースの保険金額の増額又は減額を更新時に請求することが出来ます。ただし減額後の保険金額は最低保険金額(10万円)以上とします。

### 第24条 (更新時の保険料、その他の契約内容の見直し)

当社は収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより更新後保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 当社は前項に定める事由が生じた場合は、前条第1項に準じ、その内容を記載した「更新案内書」を保険契約者に送付します。
3. 当社は収支状況を検証した結果、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合は、当社の定めるところにより、その契約の更新を引き受けないことがあります。
4. 当社は前項に定める事由が生じた場合は、前条第1項に定める日までには、保険契約の更新を取扱わない旨を保険契約者に通知します。

## 第10章 契約内容の変更

### 第25条 (保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者（2親等以内の親族）に承継させることができます。

2. 前項の場合には、保険契約者は当社の定める書類を提出してください。

### 第26条 (保険契約者の代表者)

保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

### 第27条 (保険契約者の通知義務)

保険契約者が、保険契約締結後、住所を変更したときは、遅滞なく当社の定める書類により、その旨を通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときには、当社の知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

### 第28条 (通知による保険金受取人の指定または変更等)

保険契約者は保険金の支払事由が発生するまでは、当社の定める請求書類（第34条（請求手続）の表に記載）を提出し、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険金受取人を指定し、または変更することができます。

2. 前項に定める保険金受取人の指定または変更について、前項に規定する当社所定の書類が当社に到着する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
3. 保険金の支払事由の発生時以前に保険金受取人が死亡した場合は、その時以後に保険金受取人の変更が行われた場合を除き、死亡した保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
4. 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。ただし、それらの者の協議により決定した受取割合とすることもできるものとします。
5. 第3項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、それらの者の協議により代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金受

取人を代理するものとします。

6. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

## 第11章 年齢の計算・年齢及び性別の誤りの処理

### 第29条 (年齢の計算)

被保険者の契約年齢は、責任開始日(契約日)における満年齢で計算します。

2. 保険契約が更新された場合の契約年齢は、更新日における満年齢で計算します。

### 第30条 (年齢および性別の誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取扱います。

- (1) 契約日(更新日も含む)およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当社の契約する年齢の範囲外のときには、当社の定めるところにより既払込保険料を返戻します。
  - (2) (1) 以外のときは、実際の年齢に基づいて保険契約を継続させるものとし、保険料については当社の定めるところにより保険料の差額の精算の取扱いを行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料の差額の精算の取扱いを行います。
  3. 保険料の差額の精算を行う場合は次のとおりとします。
    - (1) 過入金の場合  
保険契約者名義の口座へ返戻します。
    - (2) 不足金があった場合  
誤りが発見された日の翌月末日までに、当社指定の口座へ振込いただきます。

## 第12章 時効

### 第31条 (時効)

保険金を請求する権利は、支払事由が発生した日の翌日からその日を含めて3年間請求を行わなかったときに、その権利は時効により消滅します。

## 第13章 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

### 第32条 (保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

保険期間中においてこの保険の収支状況が予定したものより著しく悪化した場合は、当社の定めるところによりこの保険期間中における残余期間の保険料の増額または保険金額を減額することがあります。

2. 想定外の事象発生により一時に保険金の支払事由が

集中して発生し、保険金の支払いのための財源が不足した場合は、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

## 第14章 クーリング・オフ

### 第33条 (クーリング・オフ)

この保険の保険期間は1年以下であるため、クーリング・オフの適用はありません。

## 第15章 その他

### 第34条 (請求手続)

この普通保険約款に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 保険金の支払い (第10条)	(1) 当社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書(死体検案書)又は被保険者の住民票 (3) 保険金受取人の戸籍抄本及び印鑑証明 (4) 保険証券
2. 保険契約の解約 (第21条)	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険証券
3. 保険契約者の変更 (第25条) 4. 保険金受取人の変更 (第28条)	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の同意書

### 第35条 (管轄裁判所)

この保険における保険金の請求に関する訴訟については、当社または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。

### 第36条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。



# 解約返戻金

保険金額

100,000 円

契約年齢	男 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	130	260	380	510	640	770	900	1,030	1,150	1,280	1,410
45歳以上50歳未満	150	300	450	590	740	890	1,040	1,190	1,340	1,490	1,630
50歳以上55歳未満	180	360	530	710	890	1,070	1,240	1,420	1,600	1,780	1,950
55歳以上60歳未満	230	450	680	900	1,130	1,360	1,580	1,810	2,040	2,260	2,490
60歳以上65歳未満	260	510	770	1,020	1,280	1,540	1,790	2,050	2,300	2,560	2,820
65歳以上70歳未満	290	590	880	1,180	1,470	1,760	2,060	2,350	2,650	2,940	3,230
70歳以上75歳未満	360	720	1,080	1,440	1,800	2,160	2,520	2,890	3,250	3,610	3,970
75歳以上80歳未満	500	1,000	1,500	2,010	2,510	3,010	3,510	4,010	4,510	5,010	5,520
80歳以上85歳未満	820	1,650	2,470	3,290	4,120	4,940	5,770	6,590	7,410	8,240	9,060
85	1,140	2,270	3,410	4,550	5,690	6,820	7,960	9,100	10,230	11,370	12,510
86	1,250	2,500	3,750	5,000	6,250	7,500	8,750	10,000	11,250	12,500	13,750
87	1,370	2,740	4,110	5,480	6,850	8,210	9,580	10,950	12,320	13,690	15,060
88	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500
89	1,650	3,300	4,940	6,590	8,240	9,890	11,540	13,190	14,830	16,480	18,130
90	1,810	3,630	5,440	7,260	9,070	10,890	12,700	14,520	16,330	18,150	19,960
91	1,980	3,960	5,940	7,920	9,900	11,880	13,860	15,840	17,820	19,800	21,780
92	2,160	4,310	6,470	8,630	10,780	12,940	15,100	17,250	19,410	21,570	23,720
93	2,340	4,690	7,030	9,370	11,720	14,060	16,410	18,750	21,090	23,440	25,780
94	2,540	5,080	7,630	10,170	12,710	15,250	17,800	20,340	22,880	25,420	27,960
95	2,750	5,500	8,260	11,010	13,760	16,510	19,270	22,020	24,770	27,520	30,280

契約年齢	女 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	100	200	300	400	500	610	710	810	910	1,010	1,110
45歳以上50歳未満	110	220	340	450	560	670	790	900	1,010	1,120	1,230
50歳以上55歳未満	130	260	380	510	640	770	900	1,030	1,150	1,280	1,410
55歳以上60歳未満	130	270	400	540	670	810	940	1,080	1,210	1,350	1,480
60歳以上65歳未満	150	290	440	590	740	880	1,030	1,180	1,320	1,470	1,620
65歳以上70歳未満	160	330	490	650	820	980	1,140	1,310	1,470	1,640	1,800
70歳以上75歳未満	200	400	610	810	1,010	1,210	1,420	1,620	1,820	2,020	2,230
75歳以上80歳未満	270	540	810	1,080	1,350	1,620	1,890	2,160	2,430	2,700	2,970
80歳以上85歳未満	450	890	1,340	1,780	2,230	2,670	3,120	3,560	4,010	4,450	4,900
85	640	1,270	1,910	2,540	3,180	3,810	4,450	5,080	5,720	6,360	6,990
86	720	1,440	2,160	2,880	3,600	4,320	5,040	5,760	6,480	7,200	7,920
87	820	1,640	2,450	3,270	4,090	4,910	5,720	6,540	7,360	8,180	9,000
88	930	1,850	2,780	3,710	4,630	5,560	6,490	7,410	8,340	9,270	10,190
89	1,050	2,090	3,140	4,190	5,230	6,280	7,330	8,370	9,420	10,470	11,510
90	1,180	2,360	3,530	4,710	5,890	7,070	8,240	9,420	10,600	11,780	12,960
91	1,320	2,640	3,970	5,290	6,610	7,930	9,250	10,570	11,900	13,220	14,540
92	1,480	2,960	4,440	5,930	7,410	8,890	10,370	11,850	13,330	14,820	16,300
93	1,660	3,320	4,990	6,650	8,310	9,970	11,630	13,290	14,960	16,620	18,280
94	1,860	3,720	5,580	7,440	9,300	11,160	13,020	14,880	16,740	18,600	20,460
95	2,070	4,130	6,200	8,270	10,330	12,400	14,470	16,530	18,600	20,670	22,740

# 解約返戻金

保険金額

200,000 円

契約年齢	男 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	260	510	770	1,030	1,280	1,540	1,800	2,050	2,310	2,560	2,820
45歳以上50歳未満	300	590	890	1,190	1,490	1,780	2,080	2,380	2,680	2,970	3,270
50歳以上55歳未満	360	710	1,070	1,420	1,780	2,130	2,490	2,840	3,200	3,550	3,910
55歳以上60歳未満	450	900	1,360	1,810	2,260	2,710	3,170	3,620	4,070	4,520	4,980
60歳以上65歳未満	510	1,020	1,540	2,050	2,560	3,070	3,580	4,100	4,610	5,120	5,630
65歳以上70歳未満	590	1,180	1,760	2,350	2,940	3,530	4,120	4,700	5,290	5,880	6,470
70歳以上75歳未満	720	1,440	2,160	2,890	3,610	4,330	5,050	5,770	6,490	7,210	7,930
75歳以上80歳未満	1,000	2,010	3,010	4,010	5,010	6,020	7,020	8,020	9,030	10,030	11,030
80歳以上85歳未満	1,650	3,290	4,940	6,590	8,240	9,880	11,530	13,180	14,830	16,470	18,120
85	2,270	4,550	6,820	9,100	11,370	13,650	15,920	18,190	20,470	22,740	25,020
86	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500	25,000	27,500
87	2,740	5,480	8,210	10,950	13,690	16,430	19,170	21,910	24,640	27,380	30,120
88	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000	24,000	27,000	30,000	33,000
89	3,300	6,590	9,890	13,190	16,480	19,780	23,080	26,370	29,670	32,960	36,260
90	3,630	7,260	10,890	14,520	18,150	21,780	25,410	29,040	32,670	36,300	39,930
91	3,960	7,920	11,880	15,840	19,800	23,760	27,730	31,690	35,650	39,610	43,570
92	4,310	8,630	12,940	17,250	21,570	25,880	30,190	34,500	38,820	43,130	47,440
93	4,690	9,370	14,060	18,750	23,440	28,120	32,810	37,500	42,190	46,870	51,560
94	5,080	10,170	15,250	20,340	25,420	30,510	35,590	40,680	45,760	50,840	55,930
95	5,500	11,010	16,510	22,020	27,520	33,030	38,530	44,040	49,540	55,050	60,550

契約年齢	女 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	200	400	610	810	1,010	1,210	1,410	1,610	1,820	2,020	2,220
45歳以上50歳未満	220	450	670	900	1,120	1,350	1,570	1,790	2,020	2,240	2,470
50歳以上55歳未満	260	510	770	1,030	1,280	1,540	1,790	2,050	2,310	2,560	2,820
55歳以上60歳未満	270	540	810	1,080	1,350	1,610	1,880	2,150	2,420	2,690	2,960
60歳以上65歳未満	290	590	880	1,180	1,470	1,770	2,060	2,350	2,650	2,940	3,240
65歳以上70歳未満	330	650	980	1,310	1,640	1,960	2,290	2,620	2,940	3,270	3,600
70歳以上75歳未満	400	810	1,210	1,620	2,020	2,430	2,830	3,240	3,640	4,050	4,450
75歳以上80歳未満	540	1,080	1,620	2,160	2,700	3,240	3,780	4,320	4,870	5,410	5,950
80歳以上85歳未満	890	1,780	2,670	3,560	4,450	5,350	6,240	7,130	8,020	8,910	9,800
85	1,270	2,540	3,810	5,080	6,360	7,630	8,900	10,170	11,440	12,710	13,980
86	1,440	2,880	4,320	5,760	7,200	8,640	10,080	11,520	12,960	14,410	15,850
87	1,640	3,270	4,910	6,540	8,180	9,810	11,450	13,080	14,720	16,360	17,990
88	1,850	3,710	5,560	7,410	9,270	11,120	12,970	14,830	16,680	18,530	20,390
89	2,090	4,190	6,280	8,370	10,470	12,560	14,650	16,740	18,840	20,930	23,020
90	2,360	4,710	7,070	9,420	11,780	14,130	16,490	18,840	21,200	23,560	25,910
91	2,640	5,290	7,930	10,570	13,220	15,860	18,510	21,150	23,790	26,440	29,080
92	2,960	5,930	8,890	11,850	14,820	17,780	20,740	23,700	26,670	29,630	32,590
93	3,320	6,650	9,970	13,290	16,620	19,940	23,260	26,590	29,910	33,240	36,560
94	3,720	7,440	11,160	14,880	18,600	22,320	26,040	29,760	33,480	37,200	40,920
95	4,130	8,270	12,400	16,530	20,670	24,800	28,940	33,070	37,200	41,340	45,470

# 解約返戻金

保険金額

300,000 円

契約年齢	男 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	380	770	1,150	1,540	1,920	2,310	2,690	3,080	3,460	3,850	4,230
45歳以上50歳未満	450	890	1,340	1,780	2,230	2,680	3,120	3,570	4,010	4,460	4,900
50歳以上55歳未満	530	1,070	1,600	2,130	2,660	3,200	3,730	4,260	4,790	5,330	5,860
55歳以上60歳未満	680	1,360	2,040	2,710	3,390	4,070	4,750	5,430	6,110	6,780	7,460
60歳以上65歳未満	770	1,540	2,300	3,070	3,840	4,610	5,370	6,140	6,910	7,680	8,450
65歳以上70歳未満	880	1,760	2,650	3,530	4,410	5,290	6,170	7,050	7,940	8,820	9,700
70歳以上75歳未満	1,080	2,160	3,250	4,330	5,410	6,490	7,570	8,660	9,740	10,820	11,900
75歳以上80歳未満	1,500	3,010	4,510	6,020	7,520	9,030	10,530	12,040	13,540	15,040	16,550
80歳以上85歳未満	2,470	4,940	7,410	9,880	12,360	14,830	17,300	19,770	22,240	24,710	27,180
85	3,410	6,820	10,230	13,650	17,060	20,470	23,880	27,290	30,700	34,110	37,530
86	3,750	7,500	11,250	15,000	18,750	22,500	26,250	30,000	33,750	37,500	41,250
87	4,110	8,210	12,320	16,430	20,540	24,640	28,750	32,860	36,960	41,070	45,180
88	4,500	9,000	13,500	18,000	22,500	27,000	31,500	36,000	40,500	45,000	49,500
89	4,940	9,890	14,830	19,780	24,720	29,670	34,610	39,560	44,500	49,450	54,390
90	5,440	10,890	16,330	21,780	27,220	32,670	38,110	43,560	49,000	54,450	59,890
91	5,940	11,880	17,820	23,760	29,710	35,650	41,590	47,530	53,470	59,410	65,350
92	6,470	12,940	19,410	25,880	32,350	38,820	45,290	51,760	58,230	64,700	71,170
93	7,030	14,060	21,090	28,120	35,150	42,190	49,220	56,250	63,280	70,310	77,340
94	7,630	15,250	22,880	30,510	38,130	45,760	53,390	61,010	68,640	76,270	83,890
95	8,260	16,510	24,770	33,030	41,290	49,540	57,800	66,060	74,310	82,570	90,830

契約年齢	女 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	300	610	910	1,210	1,510	1,820	2,120	2,420	2,720	3,030	3,330
45歳以上50歳未満	340	670	1,010	1,350	1,680	2,020	2,360	2,690	3,030	3,360	3,700
50歳以上55歳未満	380	770	1,150	1,540	1,920	2,310	2,690	3,080	3,460	3,840	4,230
55歳以上60歳未満	400	810	1,210	1,610	2,020	2,420	2,820	3,230	3,630	4,040	4,440
60歳以上65歳未満	440	880	1,320	1,770	2,210	2,650	3,090	3,530	3,970	4,420	4,860
65歳以上70歳未満	490	980	1,470	1,960	2,450	2,940	3,430	3,930	4,420	4,910	5,400
70歳以上75歳未満	610	1,210	1,820	2,430	3,040	3,640	4,250	4,860	5,470	6,070	6,680
75歳以上80歳未満	810	1,620	2,430	3,240	4,050	4,870	5,680	6,490	7,300	8,110	8,920
80歳以上85歳未満	1,340	2,670	4,010	5,350	6,680	8,020	9,360	10,690	12,030	13,360	14,700
85	1,910	3,810	5,720	7,630	9,530	11,440	13,350	15,250	17,160	19,070	20,970
86	2,160	4,320	6,480	8,640	10,800	12,960	15,130	17,290	19,450	21,610	23,770
87	2,450	4,910	7,360	9,810	12,270	14,720	17,170	19,630	22,080	24,530	26,990
88	2,780	5,560	8,340	11,120	13,900	16,680	19,460	22,240	25,020	27,800	30,580
89	3,140	6,280	9,420	12,560	15,700	18,840	21,980	25,120	28,260	31,400	34,540
90	3,530	7,070	10,600	14,130	17,670	21,200	24,730	28,270	31,800	35,330	38,870
91	3,970	7,930	11,900	15,860	19,830	23,790	27,760	31,720	35,690	39,660	43,620
92	4,440	8,890	13,330	17,780	22,220	26,670	31,110	35,560	40,000	44,450	48,890
93	4,990	9,970	14,960	19,940	24,930	29,910	34,900	39,880	44,870	49,850	54,840
94	5,580	11,160	16,740	22,320	27,900	33,480	39,060	44,640	50,220	55,800	61,380
95	6,200	12,400	18,600	24,800	31,000	37,200	43,400	49,600	55,800	62,010	68,210

# 解約返戻金

保険金額

400,000 円

契約年齢	男 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	510	1,030	1,540	2,050	2,560	3,080	3,590	4,100	4,620	5,130	5,640
45歳以上50歳未満	590	1,190	1,780	2,380	2,970	3,570	4,160	4,760	5,350	5,940	6,540
50歳以上55歳未満	710	1,420	2,130	2,840	3,550	4,260	4,970	5,680	6,390	7,100	7,810
55歳以上60歳未満	900	1,810	2,710	3,620	4,520	5,430	6,330	7,240	8,140	9,050	9,950
60歳以上65歳未満	1,020	2,050	3,070	4,100	5,120	6,140	7,170	8,190	9,210	10,240	11,260
65歳以上70歳未満	1,180	2,350	3,530	4,700	5,880	7,050	8,230	9,410	10,580	11,760	12,930
70歳以上75歳未満	1,440	2,890	4,330	5,770	7,210	8,660	10,100	11,540	12,980	14,430	15,870
75歳以上80歳未満	2,010	4,010	6,020	8,020	10,030	12,040	14,040	16,050	18,050	20,060	22,060
80歳以上85歳未満	3,290	6,590	9,880	13,180	16,470	19,770	23,060	26,360	29,650	32,950	36,240
85	4,550	9,100	13,650	18,190	22,740	27,290	31,840	36,390	40,940	45,490	50,030
86	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000
87	5,480	10,950	16,430	21,910	27,380	32,860	38,330	43,810	49,290	54,760	60,240
88	6,000	12,000	18,000	24,000	30,000	36,000	42,000	48,000	54,000	60,000	66,000
89	6,590	13,190	19,780	26,370	32,960	39,560	46,150	52,740	59,340	65,930	72,520
90	7,260	14,520	21,780	29,040	36,300	43,560	50,820	58,080	65,330	72,590	79,850
91	7,920	15,840	23,760	31,690	39,610	47,530	55,450	63,370	71,290	79,220	87,140
92	8,630	17,250	25,880	34,500	43,130	51,760	60,380	69,010	77,640	86,260	94,890
93	9,370	18,750	28,120	37,500	46,870	56,250	65,620	75,000	84,370	93,750	103,120
94	10,170	20,340	30,510	40,680	50,840	61,010	71,180	81,350	91,520	101,690	111,860
95	11,010	22,020	33,030	44,040	55,050	66,060	77,070	88,080	99,090	110,100	121,100

契約年齢	女 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	400	810	1,210	1,610	2,020	2,420	2,830	3,230	3,630	4,040	4,440
45歳以上50歳未満	450	900	1,350	1,790	2,240	2,690	3,140	3,590	4,040	4,490	4,930
50歳以上55歳未満	510	1,030	1,540	2,050	2,560	3,080	3,590	4,100	4,610	5,130	5,640
55歳以上60歳未満	540	1,080	1,610	2,150	2,690	3,230	3,770	4,300	4,840	5,380	5,920
60歳以上65歳未満	590	1,180	1,770	2,350	2,940	3,530	4,120	4,710	5,300	5,890	6,480
65歳以上70歳未満	650	1,310	1,960	2,620	3,270	3,930	4,580	5,230	5,890	6,540	7,200
70歳以上75歳未満	810	1,620	2,430	3,240	4,050	4,860	5,670	6,480	7,290	8,100	8,910
75歳以上80歳未満	1,080	2,160	3,240	4,320	5,410	6,490	7,570	8,650	9,730	10,810	11,890
80歳以上85歳未満	1,780	3,560	5,350	7,130	8,910	10,690	12,470	14,260	16,040	17,820	19,600
85	2,540	5,080	7,630	10,170	12,710	15,250	17,800	20,340	22,880	25,420	27,960
86	2,880	5,760	8,640	11,520	14,410	17,290	20,170	23,050	25,930	28,810	31,690
87	3,270	6,540	9,810	13,080	16,360	19,630	22,900	26,170	29,440	32,710	35,980
88	3,710	7,410	11,120	14,830	18,530	22,240	25,950	29,660	33,360	37,070	40,780
89	4,190	8,370	12,560	16,740	20,930	25,120	29,300	33,490	37,680	41,860	46,050
90	4,710	9,420	14,130	18,840	23,560	28,270	32,980	37,690	42,400	47,110	51,820
91	5,290	10,570	15,860	21,150	26,440	31,720	37,010	42,300	47,590	52,870	58,160
92	5,930	11,850	17,780	23,700	29,630	35,560	41,480	47,410	53,330	59,260	65,190
93	6,650	13,290	19,940	26,590	33,240	39,880	46,530	53,180	59,820	66,470	73,120
94	7,440	14,880	22,320	29,760	37,200	44,640	52,080	59,520	66,960	74,400	81,840
95	8,270	16,530	24,800	33,070	41,340	49,600	57,870	66,140	74,410	82,670	90,940

# 解約返戻金

保険金額 500,000 円

契約年齢	男 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	640	1,280	1,920	2,560	3,210	3,850	4,490	5,130	5,770	6,410	7,050
45歳以上50歳未満	740	1,490	2,230	2,970	3,720	4,460	5,200	5,940	6,690	7,430	8,170
50歳以上55歳未満	890	1,780	2,660	3,550	4,440	5,330	6,220	7,100	7,990	8,880	9,770
55歳以上60歳未満	1,130	2,260	3,390	4,520	5,650	6,780	7,920	9,050	10,180	11,310	12,440
60歳以上65歳未満	1,280	2,560	3,840	5,120	6,400	7,680	8,960	10,240	11,520	12,800	14,080
65歳以上70歳未満	1,470	2,940	4,410	5,880	7,350	8,820	10,290	11,760	13,230	14,700	16,170
70歳以上75歳未満	1,800	3,610	5,410	7,210	9,020	10,820	12,620	14,430	16,230	18,030	19,840
75歳以上80歳未満	2,510	5,010	7,520	10,030	12,540	15,040	17,550	20,060	22,570	25,070	27,580
80歳以上85歳未満	4,120	8,240	12,360	16,470	20,590	24,710	28,830	32,950	37,070	41,180	45,300
85	5,690	11,370	17,060	22,740	28,430	34,110	39,800	45,490	51,170	56,860	62,540
86	6,250	12,500	18,750	25,000	31,250	37,500	43,750	50,000	56,250	62,500	68,750
87	6,850	13,690	20,540	27,380	34,230	41,070	47,920	54,760	61,610	68,450	75,300
88	7,500	15,000	22,500	30,000	37,500	45,000	52,500	60,000	67,500	75,000	82,500
89	8,240	16,480	24,720	32,960	41,210	49,450	57,690	65,930	74,170	82,410	90,650
90	9,070	18,150	27,220	36,300	45,370	54,450	63,520	72,590	81,670	90,740	99,820
91	9,900	19,800	29,710	39,610	49,510	59,410	69,310	79,220	89,120	99,020	108,920
92	10,780	21,570	32,350	43,130	53,910	64,700	75,480	86,260	97,040	107,830	118,610
93	11,720	23,440	35,150	46,870	58,590	70,310	82,030	93,750	105,460	117,180	128,900
94	12,710	25,420	38,130	50,840	63,560	76,270	88,980	101,690	114,400	127,110	139,820
95	13,760	27,520	41,290	55,050	68,810	82,570	96,330	110,100	123,860	137,620	151,380

契約年齢	女 性										
	解約日の属する月の翌日から契約期間満了までの月数（端数は切り捨て）										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
40歳以上45歳未満	500	1,010	1,510	2,020	2,520	3,030	3,530	4,040	4,540	5,050	5,550
45歳以上50歳未満	560	1,120	1,680	2,240	2,800	3,360	3,930	4,490	5,050	5,610	6,170
50歳以上55歳未満	640	1,280	1,920	2,560	3,200	3,840	4,480	5,130	5,770	6,410	7,050
55歳以上60歳未満	670	1,350	2,020	2,690	3,360	4,040	4,710	5,380	6,050	6,730	7,400
60歳以上65歳未満	740	1,470	2,210	2,940	3,680	4,420	5,150	5,890	6,620	7,360	8,090
65歳以上70歳未満	820	1,640	2,450	3,270	4,090	4,910	5,720	6,540	7,360	8,180	9,000
70歳以上75歳未満	1,010	2,020	3,040	4,050	5,060	6,070	7,090	8,100	9,110	10,120	11,140
75歳以上80歳未満	1,350	2,700	4,050	5,410	6,760	8,110	9,460	10,810	12,160	13,510	14,870
80歳以上85歳未満	2,230	4,450	6,680	8,910	11,140	13,360	15,590	17,820	20,050	22,270	24,500
85	3,180	6,360	9,530	12,710	15,890	19,070	22,240	25,420	28,600	31,780	34,950
86	3,600	7,200	10,800	14,410	18,010	21,610	25,210	28,810	32,410	36,010	39,610
87	4,090	8,180	12,270	16,360	20,440	24,530	28,620	32,710	36,800	40,890	44,980
88	4,630	9,270	13,900	18,530	23,170	27,800	32,440	37,070	41,700	46,340	50,970
89	5,230	10,470	15,700	20,930	26,160	31,400	36,630	41,860	47,100	52,330	57,560
90	5,890	11,780	17,670	23,560	29,440	35,330	41,220	47,110	53,000	58,890	64,780
91	6,610	13,220	19,830	26,440	33,050	39,660	46,260	52,870	59,480	66,090	72,700
92	7,410	14,820	22,220	29,630	37,040	44,450	51,850	59,260	66,670	74,080	81,480
93	8,310	16,620	24,930	33,240	41,540	49,850	58,160	66,470	74,780	83,090	91,400
94	9,300	18,600	27,900	37,200	46,500	55,800	65,100	74,400	83,700	93,000	102,300
95	10,330	20,670	31,000	41,340	51,670	62,010	72,340	82,670	93,010	103,340	113,680

## (特約)

### 提携事業者への「保険金直接支払サービス特約」

#### (特約の目的)

第1条 本特約は当社が指定した提携事業者に対して、保険契約者及び被保険者が葬儀及び墓地、埋葬等の財・サービスの内容を事前予約し、保険期間中に被保険者が死亡した際に提携事業者から財・サービスの提供を受けた場合、保険金受取人の指示により、当社が保険金を財・サービスの対価として提携事業者に直接支払うことを目的とします。

#### (提携事業者)

第2条 提携事業者とは、当社が選定した葬儀施行等を行う葬祭事業者ならびに墓地、埋葬等に係る事業者（以下、埋葬事業者といいます）をいいます。

#### (提携事業者の選定および再委託)

第3条 提携事業者の選定は、葬祭事業者並びに埋葬事業者が営業を行う地域の施行実績等を考慮して当社が定めるところにより行います。

2. 提携事業者が葬儀施行等の提供が困難になったとき、当社はすみやかに保険契約者または被保険者および保険金受取人に通知します。この場合、予め保険契約者または被保険者および保険金受取人と協議のうえ、当社は別の事業者を斡旋します。保険契約者または被保険者および保険金受取人は斡旋を受けるか、または特約の解除を選択することができます。

#### (特約の締結)

第4条 保険契約者及び被保険者は、主たる保険契約（以下主契約といいます）締結の際、当社及び提携事業者の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結できます。

2. 保険期間中であればいつでも特約を付加することができます。その場合、特約申込書に必要事項を記入し、署名、捺印してください。

#### (葬儀施行等の費用の支払い)

第5条 当社は普通保険約款に定める保険金の請求があった場合、保険証券記載の死亡保険金を保険金受取人の支払指図書により、保険金請求書記載の提携事業者に支払います。その際、葬儀施行等の費用が保険証券記載の死亡保険金より少ない場合、当社は、その差額を保険金受取人に支払います。

#### (特約の解除)

第6条 保険契約者または被保険者及び保険金受取人は保険金の支払事由の発生前及び発生後も特約の解除をすることができます。

### **(特約の更新)**

第7条 主契約が更新された場合、この特約は主契約とともに特約の保険契約満了の翌日に更新されたものとし、また、主契約が更新されないときはこの特約も更新されません。

### **(普通保険約款の規定の準用)**

第8条 この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。



SSI きみどり 株式会社

登録番号：近畿財務局長（少額短期保険）第8号

〒570-0028 大阪府守口市本町2-5-18  
守口CIDビル7階



0120-99-8349

受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み）